

令和 8 年 9 月 30 日

正誤表

調査対象機関からの訂正の報告がありましたので、以下のとおり訂正いたします。（下線部分）

○資料 11（※）調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから 90 日を超過しているものの内訳

※一括ダウンロード（印刷用）の 61 枚目（P 53）

（正）

行政機関名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
特許庁	105	343～ <u>1,161</u>	【工業所有権制度百年史関係に関する文書等】 ○令和3年度～令和4年度までの大量の開示請求にともなって大量の審査請求が到達しており、関係部署や他の行政機関等の関係者に確認する必要がある、審査請求に係る事務処理の時間がかかったため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立て、情報公開担当が関係部署に対してノウハウを活かした必要なサポートを行うなどして可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう努める。

（誤）

行政機関名	件数	要した日数	90日以内に諮問できなかった主な特段の事情(○)、再発防止策(⇒)
特許庁	105	343～ <u>797</u>	【工業所有権制度百年史関係に関する文書等】 ○令和3年度～令和4年度までの大量の開示請求にともなって大量の審査請求が到達しており、関係部署や他の行政機関等の関係者に確認する必要がある、審査請求に係る事務処理の時間がかかったため。 ⇒事務処理についての的確な見通しを立て、情報公開担当が関係部署に対してノウハウを活かした必要なサポートを行うなどして可能な限り効率的に事務処理を進めることができるよう努める。